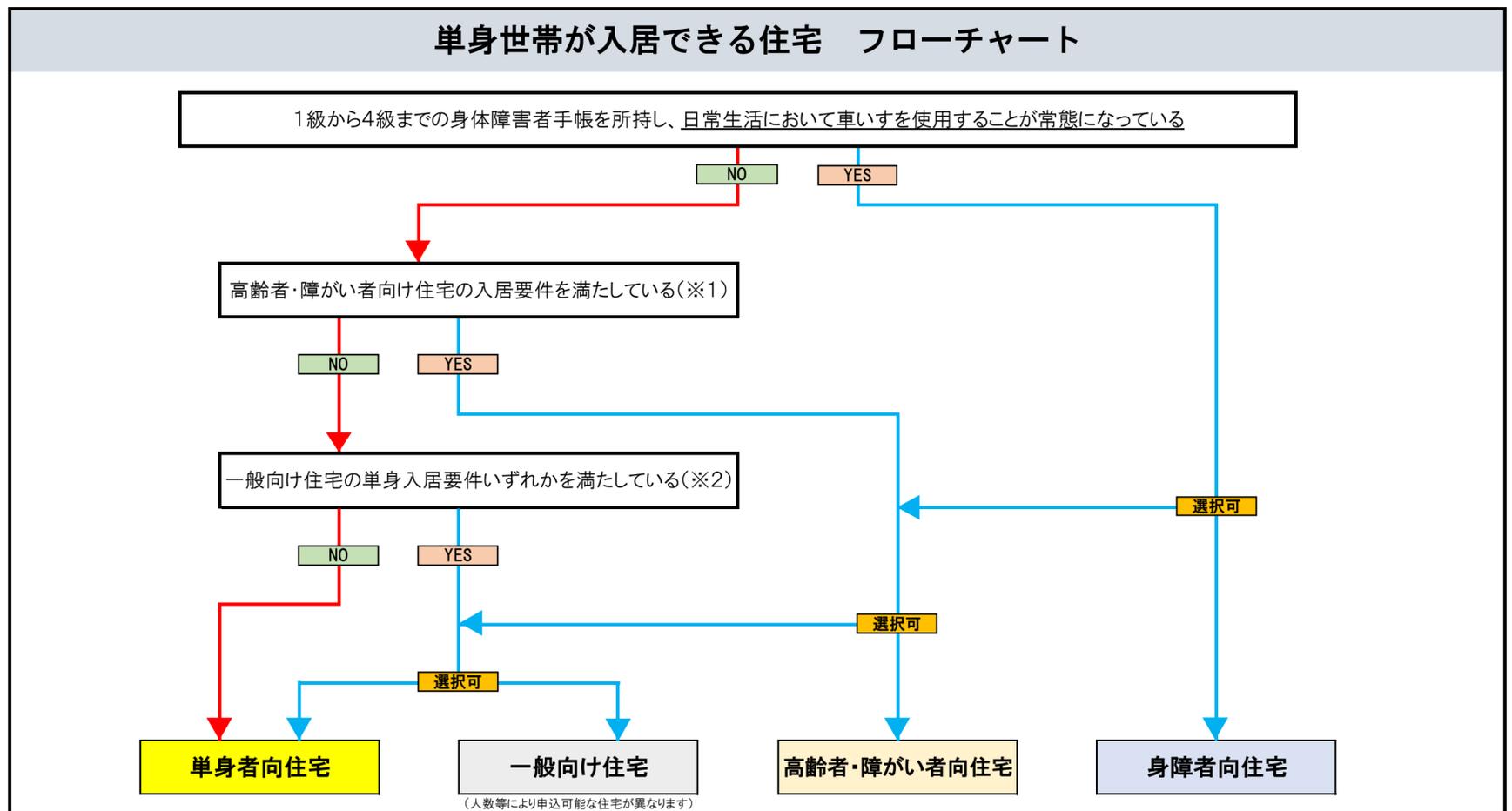
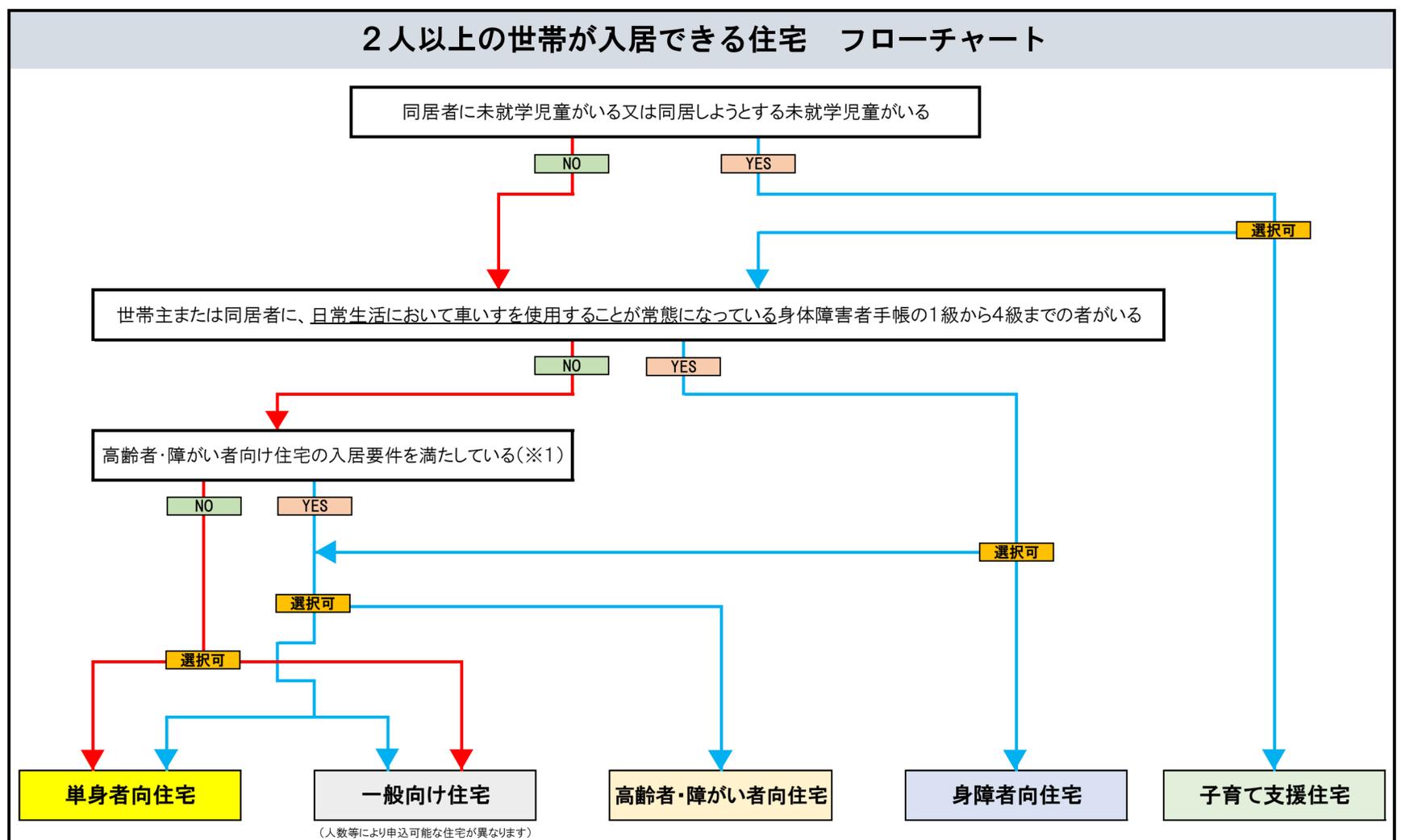


単身世帯が入居できる住宅 フローチャート



2人以上の世帯が入居できる住宅 フローチャート



上記フローチャートは、世帯構成ごとにお申込み可能な住宅の種類を記載しています。実際のお申し込みは随時募集を除き、原則として公募住宅の中から選択をしていただくことになるため、あらかじめご了承ください。

※1 高齢者・障がい者向け住宅の入居要件

- ① 入居者が60才以上で、かつ、同居者のいずれもが60才以上又は18才未満の世帯
- ② 入居者又は同居者のいずれかが60才以上の者で、かつ、同居者が入居者の配偶者のみの世帯。
- ③ 入居者又は同居者のいずれかが60才以上の者で、かつ、同居者が入居者の配偶者及び18才未満の世帯。
- ④ 入居者又は同居者に、次のいずれかの認定等級に該当する手帳の交付を受けている者がいること。
 - ア 身体障害者手帳…1級から4級
 - イ 精神障害者保健福祉手帳…1級から3級
 - ウ 療育手帳…AまたはBの判定

※2 一般向け住宅の単身入居要件

- ① 高齢者(60歳以上の方)
- ② 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度の方
 - イ 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けた方
 - ロ 精神障害者保健福祉手帳(1級から3級まで)の交付を受けた方
 - ハ 療育手帳(AまたはB判定)の交付を受けた方
- ③ 戦傷病者特別援護法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受け当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省令で定める程度の方
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑤ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯の方
- ⑥ 海外から日本に引き上げた日より起算して5年を経過していない方
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
- ⑧ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者でイまたはロのいずれかに該当する方
 - イ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護または同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - ロ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行い当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方